

「情報伝達サービス概要」について

1. 背景

弊社では、社債権者集会関連情報の通知等を行う際の運用指針として「社債権者集会における対応に関するガイドライン（一般債振替制度）」（以下「現行ガイドライン」）を公表しています。

今般、「社債市場の活性化に関する懇談会」（事務局：日本証券業協会）のもと設置された「社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ」において、発行体に関する情報を社債権者に円滑に通知する枠組みを整備するための検討が進められた結果、弊社の現行ガイドラインの枠組みを活用し、社債権者に通知する事項や情報を発信する利用者の範囲を拡充した枠組みを構築することとなりました。¹

上記の方針を踏まえ、現在、弊社では、関係各位の意見等を集約しながら、社債権者に対する情報連携の枠組み（以下「情報伝達サービス」）に係る事務手続を検討していますが、この度、情報伝達サービスの対象社債、通知事項、利用者、運用のフロー等について、以下のとおり取りまとめましたので、ご案内します。

今後は、本概要を基により詳細な事務手続を定め、本年中に情報伝達サービスの提供を開始する予定です。なお、情報伝達サービスの開始に伴い、現行ガイドラインは廃止する予定です。

2. 情報伝達サービス概要

項目	内容	備考
1. 情報伝達サービスの目的	○ 情報伝達サービスは、利用者からの利用申請に基づき、利用者が伝達を希望する情報を一般債振替制度の階層構造を通じて、社債権者に速やかに通知することを目的とする。	

¹ 検討の詳細は、日本証券業協会ホームページ「社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ」(http://www.jsda.or.jp/katsudou/kaigi/chousa/shasai_kon/infra_wg/index.html)をご覧ください。

項目	内容	備考
(1) 機構が提供する情報伝達サービス	○ 機構は、利用者から伝達依頼を受けた情報について、既存の情報伝達インフラを活用することにより、機構加入者及び間接口座管理機関へ取り次ぐサービスを提供する。	○ 既存の情報伝達インフラである Target 保振サイトを活用し、システム対応は行わない。
(2) 対象とする社債	○ 情報伝達サービスの対象となる社債は次に掲げるものとする。 ① 振替法第2条第1項第1号に規定する社債（新株予約権付社債を除く。） ② 振替法第2条第1項第4号に規定する投資法人債 ③ 振替法第2条第1項第5号に規定する相互会社の社債 ④ 振替法第2条第1項第6号に規定する特定社債（転換特定社債及び新優先出資引受権付特定社債を除く。） ⑤ 振替法第2条第1項第11号に規定する外国又は外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利	○ 原則として、発行体コードを有する発行者の発行する社債であって、機構関与銘柄を対象とする。 ○ 信託社債を含む。 ○ ⑤については、取り扱う情報を（4）のbに限定する。
(3) 利用者	○ 機構の情報伝達サービスを利用することが可能な者（以下「情報発信者」という。）は次の者とする。 a 発行者 一般債振替制度において社債を発行する発行者とする。 b 管財人 会社更生法等に基づき、更生会社等の業務及び財産を管理又は処分するために裁判所により選任された管財人がいる場合には、当該管財人も利用可能とする。	

項 目	内 容	備 考
(4) 取り扱う情報	<p>c 社債管理者</p> <p>d 社債権者 情報伝達サービスを利用し、情報発信者となることができる社債権者は、次に該当する者とする。</p> <p>① 社債の残存総額の10分の1以上の残高を有する社債権者</p> <p>② 共同して情報伝達サービスを利用することについて同意する他の社債権者と合算した残高が当該社債の残存総額の10分の1以上となる社債権者</p> <p>○ 機構が情報伝達サービスにおいて、取次ぎを行う情報は、次に掲げる情報のうち、社債権者からの利用申請を除き、原則、発行者等の自社ホームページ等で公</p>	<p>○ 一の社債に複数の社債管理者が設置されている場合には、代表社債管理者が情報発信者となるものとする。</p>

項目	内容	備考
<p>2. 情報伝達サービスの利用について</p>	<p>開済となった情報とする。</p> <p>a 社債権者集会の開催に関する情報</p> <p>① 社債権者集会の招集</p> <p>② 社債権者への事前説明</p> <p>③ 社債権者の意向確認</p> <p>b デフォルトに関する情報</p> <p>① 法的整理の手續開始</p> <p>② 債権者説明会の開催</p> <p>③ 管財人への連絡先提供依頼</p> <p>④ 債権届出に関する情報</p> <p>⑤ 債権者集会の開催</p> <p>c 社債要項に記載された社債権者に通知する必要がある事項に関する情報</p> <p>① 合併等の組織再編時の社債の取り扱い</p> <p>② コベンナツへの抵触</p> <p>③ 期限の利益の喪失</p> <p>d 発行者の債務再編に関する情報</p> <p>① 社債の買入、取得に関する情報</p> <p>② 私的整理に関する情報</p> <p>○ 情報発信者は、機構に対し、機構所定の利用申請書等の書類及び伝達情報（以下「利用申請書等」という。）を提出し、情報伝達サービスの利用申請を行う。</p>	<p>○ 発行者・管財人、社債管理者及び社債権者（②を除く）が情報発信者となる。</p> <p>○ 発行者・管財人及び社債管理者が情報発信者となる。</p> <p>○ 発行者及び社債管理者が情報発信者となる。</p> <p>○ 発行者が情報発信者となる。</p> <p>○ 今後、法令面等の問題を検討する。</p>

項目	内容	備考
(1) 情報発信者（社債権者を除く。）による利用申請	<p>○ 情報発信者（社債権者を除く。）が、情報伝達サービスを利用する場合には、次の区分に応じて、機構に対し、利用申請を行う。</p> <p>① 発行者 発行者は、郵送又はメールを使用して機構に対し、情報伝達サービスの利用申請を行う。</p> <p>② 社債管理者 社債管理者は、Target 保振サイト接続により、機構に対し、利用申請書等を提出し、情報伝達サービスの利用申請を行う。</p> <p>③ 管財人 管財人は、郵送又はメールを使用して、機構に対し、利用申請書等を提出し、情報伝達サービスの利用申請を行う。</p>	<p>○ Target 保振サイトを利用することができる発行者は、同サイトにより、利用申請書等を提出する。</p> <p>○ 原則、発行・支払代理人を通じて利用申請を行うものとする。</p>
(2) 社債権者による利用申請	<p>○ 社債の残存総額の 10 分の 1 以上の残高を有する社債権者（2 人以上の社債権者が共同する場合を含む。）は、1.（4） a ①又は③に係る情報の伝達を目的として、機構に対し、情報伝達サービスの利用申請を行うことができる。</p> <p>なお、社債権者による利用申請が上記目的から逸脱していると認められる場合には、機構は利用申請を受理しない。</p>	<p>○ 口座管理機関自身が社債権者であって、Target 保振サイト利用者である場合は、同サイトにより利用申請を行う。</p>

項 目	内 容	備 考
<p>(3) 口座管理機関を通じた利用申請手続</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社債権者は、直近上位機関等を通じて、機構に対し、情報伝達サービスの利用申請を行う。 ○ 口座管理機関は、社債権者から、情報伝達サービスの利用申請を受けた場合には、本人確認を行ったうえで、社債の残高を有していること及び利用申請書の記載内容を確認し、受付を行う。 ○ 情報伝達サービスの利用申請を受付けた口座管理機関（当該口座管理機関が間接口座管理機関の場合は、上位の機構加入者を通じて取り次ぐ。）は、機構に対し、Target 保振サイト接続により、速やかに、利用申請書等を取り次ぐものとする。 ○ 口座管理機関は、利用申請書を機構に取り次ぐに際して、社債の残高を当該利用申請書に記載するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合には、当該間接口座管理機関は、その直近上位機関に対し、利用申請を取り次ぐものとする。当該通知を受けた間接口座管理機関も同様とする。 ○ 口座管理機関を通じた機構に対する利用申請手続については、(3) 参照。 ○ 口座管理機関は、社債権者が社債の残存総額の 10 分の 1 以上の残高を有しているかの確認を行う必要はない。 ○ 社債権者による利用申請に際して、社債権者の残高について、凍結処理は行わない。

項目	内容	備考
<p>(4) 機構における利用申請の受付と通知</p> <p>a 利用申請の受付</p> <p>b 機構加入者への伝達情報の通知</p> <p>(5) 伝達情報の通知を受けた機構加入者及び口座管理機関の対応</p>	<p>○ 機構は、情報発信者又は機構加入者から情報伝達サービスの利用申請の取次ぎを受けた場合には、利用申請書の記載内容の確認を行い、問題がなければ、受理するものとする。</p> <p>なお、発行者や社債権者の利益を著しく害する懸念等がある場合には、機構は受理しないことができる。</p> <p>○ 機構は、情報伝達サービスの利用申請の取次ぎを受け、利用申請書等の内容に問題のないことが確認出来た日の翌営業日に、Target 保振サイトを利用して、機構加入者に対して、伝達情報の通知を行う。</p> <p>○ 機構から伝達情報の通知を受けた機構加入者が直接口座管理機関の場合には、伝達情報の受領後、速やかに間接口座管理機関（当該間接口座管理機関も同様とする。）及び自社に口座を開設する社債権者に伝達情報を通知するものとする。</p>	<p>○ 情報伝達サービスは、Target 保振サイトにおける「ほふりからの連絡」の機能を利用する。</p> <p>○ 間接口座管理機関及び社債権者等への通知は1週間以内に完了することを目安とするものとする。</p> <p>○ 間接口座管理機関及び社債権者への伝達情報の通知方法は問わない。</p>

項 目	内 容	備 考
<p>(6) 情報発信者への回答</p> <p>3. 免責事項</p> <p>4. 手数料</p>	<p>○ 情報発信者から伝達情報の通知を受けた社債権者は、当該伝達情報において、社債権者としての意思確認等の回答が求められている場合には、回答先に対して、必要に応じて、回答期限までに返信するものとする。</p> <p>○ 社債権者から寄せられる伝達情報の内容に関する問い合わせは、情報発信者が全て対応するものとする。</p> <p>○ 機構及び口座管理機関は、利用者からの利用申請に基づき通知した伝達情報の内容の正確性及び完全性等については、保証しない。また、本サービスが利用されたことに起因又は関連して生じた一切の損害（間接的、直接的を問わず）について、機構及び口座管理機関は一切の責任を負わないものとする。</p> <p>○ 機構は、情報伝達サービスの利用について、情報発信者に手数料の課金を行う。</p>	<p>○ 口座管理機関が行う社債権者への伝達情報の通知は、口座管理機関に届け出のあった通知先にあてて通知を行うものとし、延着又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなすものとする。</p> <p>○ 回答手段に Target 保振サイトは使用しない。</p> <p>○ 情報発信者は問い合わせ先を伝達情報内に明記するものとする。</p>

以 上